

## 公安委員会定例会議の開催状況

第1 日時 令和8年9月16日（水）午後1時30分から午後5時15分までの間

第2 出席者 松尾委員長（司会）、刈谷委員、前田委員

本部長・警務部長・生活安全部長・刑事部長・交通部長・警備部長・情報通信部長  
首席監察官・総務参事官・人身安全対処参事官・組織犯罪対策参事官

第3 議事の概要

### 1 委員説示

刈谷委員から、「高知県内における死亡事故が多いということが新聞に掲載されていた。歩行者が被害となる事故では、横断歩道が設置されていないところでの横断、スマートフォンを操作しながらの歩行など、歩行者側のマナーアップも図らないといけないと思うので、ドライバーのみならず、歩行者に対してもしっかりと指導するようお願いする。高齢者の被害防止のために、反射材の装着を広めるなどの取組を行っているが、どういう機会を通じてどういうことをすれば高齢者に伝わり実装してもらえるのかということをしっかりと考えて取組を行っていただきたい。また、完全無人タクシーが来年の運行を目指すとの記事も掲載されていた。外国では自動運転レベルのレベル4の車両が十分に動いているが、日本では許可のハードルが高くなかなか進んでいない。中山間地域を中心として非常に効果が出ることは予想のつくことであり、日本でも運用できるようにどんどん進めていただきたいと考えている。先日、自動車専用道路を走行中、多重追突事故に遭遇し、渋滞に巻き込まれた。交通の安全を図る措置を執ることは当然であるが、現場が空港近くということもあり、交通の円滑化も頭に入れた現場活動をお願いしたい。この事故では、最新の電気自動車が追突していた。最新の車には衝突軽減ブレーキが設置されていると思われるが、これは衝突しない機能を備えたものではなく、スピード、車間距離によっては衝突してしまう。事故を目の当たりにして、車の性能を過大評価してはいけないと感じた。」旨の説示があった。

## 2 審議事項

### (1) 警察職員の援助要求について

生活安全部長から、警察職員の援助要求について説明があった。

各委員から、「気を付けて出動していただき、無事に帰県していただくようお願いする」旨の発言があった。

## 3 報告事項

### (1) 県警察における生成A I の利活用促進について（資料1）

総務参事官から、県警察における生成A I の利活用促進について説明があった。

刈谷委員から、「我々の職場においても職員に対して、今や検索エンジンに入力するだけで自動的にA I が答えを出してくれ、知らぬ間にA I を使っているのだと話をしている。A I は、プロンプトの入力の仕方が何より重要で、色々な条件で長く入力してあげると精度の高い回答が返ってくると認識している。A I はあくまで道具であり、警察も業務に関するリテラシーを高め、論理的にプロンプトを入力するようにしなければならない。生成A I を使う前提として、業務内容を論理的に判断するという教養を行ったら良いと思う。」旨の発言があった。

前田委員から、「県警の生成A I と民間の生成A I の使い分けをして進めて行くものと思われるが、初期処理に活用していただきたい。以前職場で、業務をA I に移行して何分業務が短縮できたかというアンケートを取ったことがあって、かなりの効果が確認でき、20パーセントほどの業務をA I に移行することができた。警察の業務を見ると、初期処理が膨大に存在すると感じているので、これが圧縮できるとかなり皆さんの業務が楽になると思う。大学関係の仕事をしていて、80枚ほどの資料がデータで送られてきたことがあった。内容承認と日程調整が資料の内容であり、まずは承認のために必要な情報だけ抽出するようプロンプトを入力すると、内容が要約された一枚の資料が作成されたことから、容易に内容を理解し承認することができた。日程調整については、自分のスケジュールを入力すると参加可能な日がすぐに抽出できた。警察の業務でも大いに活用していただきたいと思う。」旨の発言があった。

松尾委員長から、「民間企業では、生成A I をどのように使っているのかということが監査対象になってきており、A I の活用如何が会社の在り方に響く事態にな

っていると感じている。これから、警察庁生成ＡＩと民間の生成ＡＩを上手く組み込んで活用していくことになると思うが生成ＡＩの活用にあたっては、誤情報、著作権等の問題が考えられるので、ガイドラインに基づいた適正利用を徹底していただきたい。」旨の発言があった。

各委員からの発言を受け、本部長から、「このような便利なツールができている中で、警察の制約がある中ではあるが、職員の意識を民間企業の皆様と同等レベルまでしっかりと引き上げて、これを活用しながら警察業務を進めてまいりたい。」旨の説明があった。

## (2) 少年の非行・被害防止対策の進捗状況について（資料２）

生活安全部長から、少年の非行・被害防止対策の進捗状況について説明があった。

刈谷委員から、「家庭できちんとしたしつけがされないと、少年が非行に走り、その少年が親になり生まれた子どもが非行に走るという負の連鎖を起こしてしまう。親の意識改革は難しいので少年に対しては次の世代に同じ事をさせないためにもしっかりと教育をしなければならない。20歳未満の喫煙、飲酒に関しては、何故大人は許されて子どもはだめなのかという根本について教育することが大事だと思う。煙草を入手させない施策としてコンビニエンスストアに対する働きかけすることであるが、フランチャイズ契約の店は各個店へ働きかけるのではなく、契約元への働きかけをお願いしたい。意識の低い経営者がいればその店がたまり場になるなど色々と問題も起こると思うので、契約元からしっかりと指導ができるように働きかけをお願いする。少年サポートセンターにおける支援が、希望者が多くなり待ちの状態が続いているということであるが、警察としては必要とされているということであり、是非ともこの求めに応えていただきたい。更生させるチャンスであり、取りこぼしのないようお願いする。少年非行対策は警察だけで対応できないと思うので、家庭、学校、ＰＴＡ、町内会などいろいろなところと連携し、面での対応をお願いしたい。少年については、町中で見守り、気づいたことがあれば警察に通報してもらえるような仕組みも必要と考える。無職少年による非行も多いということで、就労支援の取組も重要で、ハローワーク等とも連携した取組をお願いする。少年非行は一朝一夕に改善する問題ではなく、息の長い話だと思うので、引き続き取組をお願いする。」旨の発言があった。

前田委員から、「小学校３年生を対象として、喫煙が体に与える影響を視覚的に見せるという取組は「三つ子の魂百まで」という言葉があるようにすごく良い取組だと思った。少年が喫煙を始める背景として、友人、先輩からの誘いが多いとのことで、なかなか断ることができないということを聞いたことがあり、断り方を教えてもらえる機会はないので、具体的な断り方について知識として授けていただくようお願いする。夏休みに少年サポートセンターの職員等がショッピングセンターにおいてＳＮＳの安全利用について広報啓発活動を行っていたが、忙しい中このような取組を行ってくれていることに頭が下がる思いである。FACE TO FACEの活動であり、自らの心を削りながらの仕事で無理もかかると思うので、この分野の職員の層が厚くなることを願っている。喫煙による少年補導を通じて煙草の入手先を調査したところ、約９割がコンビニエンスストアでの購入とのことであるが、コンビニエンスストアに絞り込んだ対策を行うことが重要であり、コンビニサポートポリスの取組に期待している。」旨の発言があった。

松尾委員長から、「子どもの数は減っているのに少年非行件数が減らず、少年の総数に占める少年非行件数の割合が上がっているということで、これからの社会を考えたときに不安を感じている。警察だけでなく、あらゆる人が関わらないといけない。喫煙で補導された少年の約９割がコンビニエンスストアでの購入ということであるが、少年に煙草を販売するなどもってのほかという社会にならないと、これからの日本は成り立たないと思うので、まずはコンビニエンスストアに重点を置いた取組をお願いする。先日テレビで、闇バイトを経験した少年のレポートが放送されていたが、やはり先輩からの誘いが断れなかったようである。断り方については、学校等でも徹底的に教えていく必要があると思うので、効果的な対策について進めていただくようお願いする。」旨の発言があった。

各委員からの発言を受け、本部長から、「委員の皆様のご指摘からして、対策の方向性については間違っていないのではないかと理解している。優先順位をつけながら、しっかりと対策を進めてまいりたい。」旨の説明があった。

### (3) 監察案件について

首席監察官から、職務懈怠・虚偽報告事案の監察案件について説明があった。

刈谷委員から、「監察案件はいつ聞いても気持ちの良い話ではない。駐在所勤務

ということであるが、駐在所は周りに他人がいない状況でどうしても心の緩みが出てしまい、性悪説に立ち非違事案が起こる可能性があるとの認識で特に巡視を強化したということは結構なことだと思う。見られているからこそ新しい非違事案が起こらないということであるが、本来の姿では決してないので、このような非違事案の絶無を願っている。再発防止のためには、懲戒処分が組織に与える影響を含めて、事案の反省教訓を全職員にレクチャーしていただきたい。」旨の発言があった

前田委員から、「懲戒処分者が出てしまったことは大変残念に思う。ご家族を伴い、長年駐在所勤務をしてくださっていたということで、地元の皆さんとしては心強く思っていたところ、この処分を知るとがっかりするだろうなと思って心が痛む。もちろん行為を行った職員が悪いが、こういう行為をしたいと思ったときにできる環境だったというのが一番悪いと思っており、これをしたくてもできない環境にどうやって持っていくかということが高知県警の課題だと思っている。高知県は室戸から宿毛まで面積が広く、全部に目を行き届かすのは難しいが、上司の方々が連携して対応していただきたい。このような環境が放置されると、県民からはほかの職員はどうなんだと見られてしまい、一生懸命やっている大多数の職員がこのように見られてしまうのは残念であるので、是非とも課題への対応をお願いします。」旨の発言があった。

松尾委員長から、「この件、大変残念に思う。今回警察署で勤務する職員ということであるが、今後も本部とも連携した対応をお願いします。処分については減給という重い処分であり、厳正に対処していただいたと思っている。」旨の発言があった。

各委員からの発言を受け、本部長から、「この度はまた非違事案ということでのこのような報告になってしまい大変申し訳なく思っている。ご指摘いただいたとおり本件は、個人の問題というところはもちろんあるが、我々も色々な人間が働いているのは承知した上で組織運営しており、むしろ組織側に問題があったのではないかという視点で今後、再発防止策を講じ、同種事案を起こさないように取り組んでまいりたい。この種事案は組織全体として、どういうところに問題があるか、俯瞰的な観点からの再発防止も含めて検討していかなければならないと理解しているので、しっかりと幹部職員に指導してまいりたい。」旨の説明があった。

## 第4 個別決裁

### 1 警察職員の援助要求について（審議済み案件の事後決裁2件）

生活安全部参事官兼生活安全企画課長から、他県公安委員会からの警察職員の援助要求について説明があり、いずれも原案のとおり決定した。

### 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第8条第4号に基づく風俗営業許可取消しに係る調査報告書の提出について

生活安全部参事官兼生活安全企画課長から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第8条第4号に基づく風俗営業許可取消しに係る調査報告書の提出について説明があり、原案のとおり決定した。

### 3 猟銃安全指導委員の辞職承認について

生活安全部参事官兼生活安全企画課長から、猟銃安全指導委員の辞職承認について説明があり、原案のとおり決定した。

### 4 認知機能検査医等の指定について

生活安全部参事官兼生活安全企画課長から、認知機能検査医等の指定について説明があり、原案のとおり決定した。

### 5 高知市客引き行為等の禁止に関する条例について

生活安全部参事官兼生活安全企画課長から、高知市議会において議員提出される高知市客引き行為等の禁止に関する条例について説明があり、了承した。

### 6 定期監査結果について

警務部参事官兼会計課長から、監査委員が実施した定期監査の結果について説明があり、了承した。

### 7 審査請求に係る裁決書謄本の送付について

公安委員会事務室長から、審査請求に係る裁決書謄本の送付について説明があり、原案のとおり決定した。

#### 8 公安委員会に対する意見・要望の調査結果及び申立に対する回答について

公安委員会事務室長から、公安委員会に対する意見・要望の調査結果及び申立に対する回答について説明があり、調査結果について了承の上、回答内容について原案のとおり決定した。

#### 9 公安委員会定例会議の議事録について

公安委員会事務室長から、令和8年9月2日に開催した公安委員会定例会議「議事録」について報告があり、了承した。

### 第5 個別報告

#### 1 令和8年9月補正予算の要求結果について

警務部参事官兼会計課長から、令和8年9月補正予算の要求結果について報告があった。

#### 2 令和8年全国地域安全運動の実施について

生活安全部参事官兼生活安全企画課長から、令和8年全国地域安全運動の実施について報告があった。

#### 3 第80期短期初任科卒業式の挙行について

公安委員会事務室長から、警察学校が作成した資料を基に第80期短期初任科卒業式について報告があった。

### 第6 意見の聴取及び聴聞

運転免許センター聴聞官から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取等の結果について報告があり、審議の結果、17件（飲酒8件、無免許1件、その他8件）の行政処分を決定した。